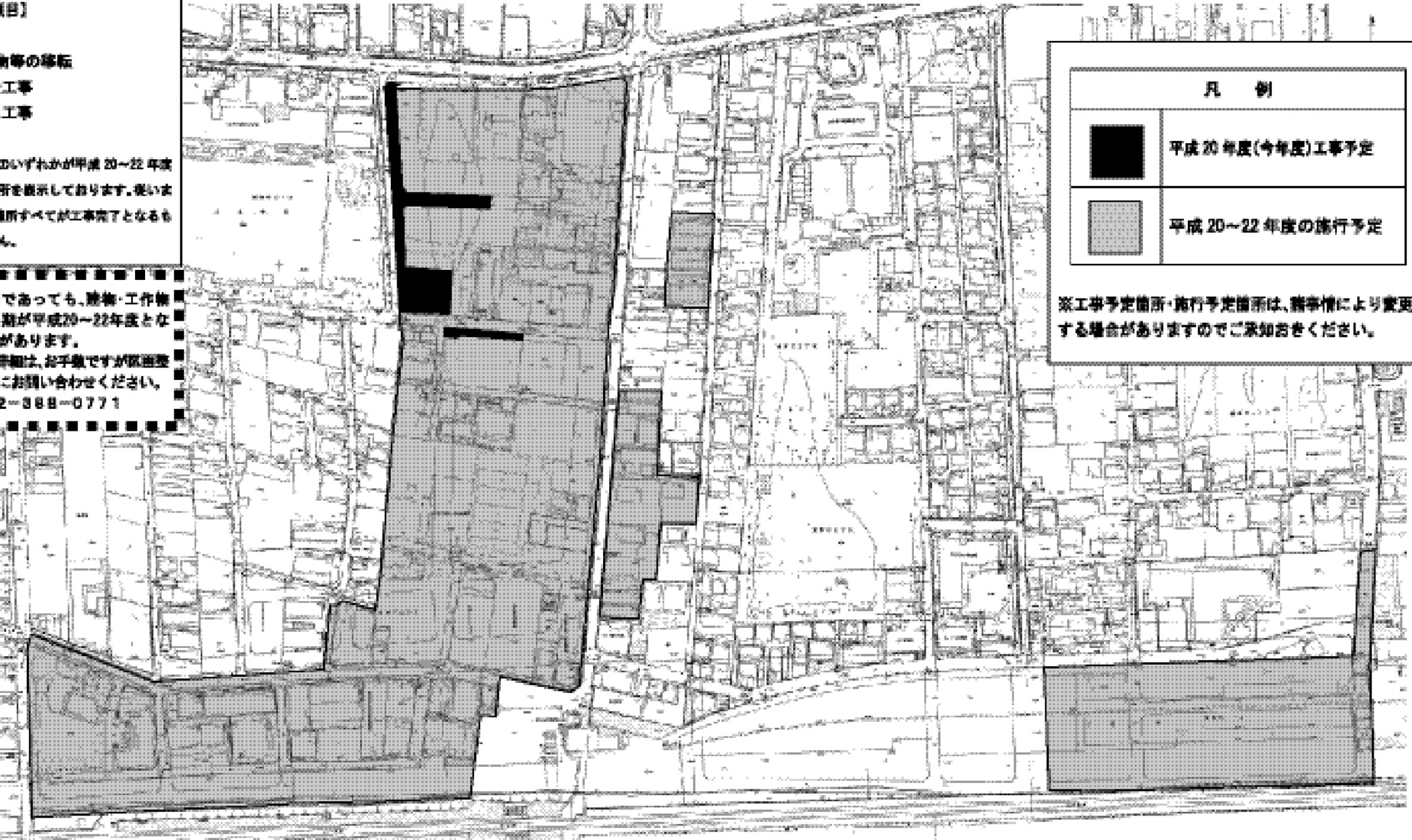


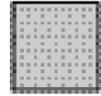
東小金井駅北口土地区画整理事業 施行予定箇所図(平成20~22年度)

【施行予定の項目】
 ①補償調査
 ②建物・工作物等の移転
 ③道路の築造工事
 ④宅地の整地工事

※これらの項目のいずれかが平成20~22年度に実施される箇所を表示しております。従いまして、施行予定箇所すべてが工事完了となるものではありません。

■ ★施行範囲内であっても、建物・工作物等の移転時期が平成20~22年度とならない場合があります。
 ■ ★移転時期の詳細は、お手数ですが区画整理課事務所にお問い合わせください。
 ■ TEL042-388-0771



凡 例	
	平成20年度(今年度)工事予定
	平成20~22年度の施行予定

※工事予定箇所・施行予定箇所は、諸事情により変更する場合がありますのでご承知おきください。

東小金井駅北口土地区画整理事業施行予定箇所

上記の図は、今年度の工事予定箇所と今年度から平成22年度までの3か年で 補償調査、建物・工作物等の移転、道路の築造工事、宅地の整地工事のいずれかを行う予定箇所になります。今後該当される箇所の方につきましては、建物等を事前に調査させていただき、補償額の算定及び移転補償に際しての協議を行っていくこととなりますので、ご協力をお願いいたします。

なお、建物を実際に移転していただく時期については、建物調査を行ってから1年~数年先の予定となりますので、ご理解をお願いいたします。

施行内容

- 補償調査
補償内容を確認させていただき、敷地や建物の中に立入らせていただき、補償物件を算定させていただきます。算定後は権利者に補償金額を提示し、交渉を経て、補償金額に合意の後、市と契約させていただきます。
- 建物・工作物等の移転
補償交渉後、権利者の皆様は建物等の撤去、曳家等の工事をしていただきます。
- 道路の築造工事
上下水道等の整備や道路を築造します。(用地空け・仮設工事を含む)
- 宅地の整地工事
宅地となる場所の整備をします。(用地空け・仮設工事を含む)

従前地の建築について

土地区画整理事業地区内で次の行為をされようとする方は、東京都知事許可が必要になります。

- 建築物その他の工作物の新築・増改築・土地の形質の変更
- 五トン以上の物件の設置もしくは堆積

具体的な建物の移転等の計画がある方については、市にご相談していただくようお願いいたします。事業進捗上支障となる場合は、不許可となることもあります。また、許可を得ない場合、将来の移転・除却の費用が補償されない場合がありますので、ご注意ください。